

被災者への生活再建支援の状況及び県制度の拡充

資料3

支援の状況

平成31年2月末日現在

市町村名	被災者生活再建支援法 (国制度)	岐阜県被災者生活・住宅再建 支援制度 (県制度)	知事見舞金	災害援護資金 貸付金
岐阜市	—	対象： 1世帯 すべて支給済	対象： 2世帯 すべて支給済	—
関市	対象： 52世帯 52世帯申請済 ・ 52世帯支給済	対象： 199世帯 191世帯申請済 ・ 191世帯支給済	対象： 249世帯 すべて支給済	申請： 2世帯 すべて貸付済
美濃市	—	—	対象： 1世帯 すべて支給済み	—
郡上市	—	対象： 9世帯 すべて支給済	対象： 9世帯 すべて支給済	—
白川町	—	対象： 4世帯 すべて支給済	対象： 4世帯 すべて支給済	—
飛騨市	—	対象： 1世帯 すべて支給済	対象： 1世帯 すべて支給済	—
高山市	—	対象： 1世帯 すべて支給済	対象： 2世帯 すべて支給済	—
下呂市	—	対象： 46世帯 すべて支給済	対象： 45世帯 すべて支給済	—
計	対象： 52世帯 52世帯申請済 ・ 52世帯支給済 [計 62,125千円] [計 62,125千円]	対象： 261世帯 250世帯申請済 ・ 250世帯支給済 [計 106,254千円] [計 106,254千円]	対象： 313世帯 すべて支給済 [計 6,800千円]	申請： 2世帯 すべて貸付済 [計 3,400千円]

国制度は、今後、新たに解体とする家屋の増加、加算支援金の申請状況等により、対象世帯数、金額は変更あり

岐阜県被災者生活・住宅再建支援制度の拡充

被災者生活再建支援法による支援金制度(国制度)を補完する「岐阜県被災者生活・住宅再建支援制度(県制度)」について、同一災害における被災者支援の不均衡を是正するとともに、近年多発する局地集中豪雨災害への対応を図るため、平成31年度から制度を拡充。

<拡充の内容>

県制度の支給対象となる被害区分及び支給額の水準を国制度と同一とするとともに、その適用要件を拡大

○支給対象の被害区分及び支給額の水準(最大支給額)

区 分		最大支給額	
		現 行	拡充後
国制度の対象被害 (国制度の対象外市町村)	全壊	100万円	300万円
	大規模半壊	100万円	250万円
	解体・長期避難	—	300万円
県制度独自の対象被害	半壊	50万円	50万円(変更なし)
	床上浸水	30万円	30万円(変更なし)

○適用要件

- ① 県内及び隣接県で被災者生活再建支援法が適用された場合の自然災害
- ② 局地的災害のため法が定める適用要件を満たさないものの、当該局地において相当程度の被害があり、知事が特に必要と認める自然災害

○補助率

県2/3(市町村1/3) (現行どおり)